	平成24年度第2回三条市こども未来委員会会議録(概要)
日時	平成 25 年 1 月 29 日 (火) 午前 10 時~11 時 30 分
場所	三条市役所栄庁舎2階201会議室
出席者	検討委員: 橘委員長、皆川副委員長、大谷委員、佐野委員、米山委員、 遠藤委員、小林委員、田中委員、渡辺委員、関川委員 欠席委員: 桑原委員、近藤委員、清水委員 事務局: 池浦教育部長、久住子育て支援課長、高橋学校教育課長、 清水課長補佐、川俣主任、阿部指導主事
委 員 会 内 容	
橘委員長	定刻となりましたので、これから第2回こども未来委員会を開会いたします。 本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうござ
	います。 先回の会議では、こども未来委員会委員の委嘱を行い、すまいる子どもプランの概要について事務局から説明をいただいた後、今年度の実施計画について皆様から御審議いただきました。 今回は、すまいる子どもプランの計画事業のうち、総合サポートシステムの充実について、皆様から様々な御意見等をいただきたいと思います。 会議の終了は、概ね11時30分頃を予定しております。 貴重なお時間でございますので、有意義な会議となるよう議事を進めたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。 では、出席状況について事務局より報告願います。
清水補佐	本日の出席者数について、13 名中 10 名の委員から出席いただいております。 三条市こども未来委員会要綱第 6 条第 2 項の規定にあるように、半数以上の 出席がありますので、本委員会は成立しています。 次に、会議資料について説明させていただきます。 【会議資料の説明】
橘委員長	議題に入る前に、教育部長から御挨拶をお願いします。
池浦部長	お忙しい中、また道足の悪い中、当委員会に御参加いただき誠にありがとうございます。前回は、今年度の実施計画について御意見を頂戴したところでございます。中でも、小中一貫教育につきましては、来年度から全市一斉に実施いたします。取りも直さず、御審議いただいてまいりました幼保小の連携につきましても具現化していきますので、大いに期待しておるところでございます。さて、当委員会では、子育て支援施策の実施計画について委員の皆様から俯瞰的な立場で御審議いただいておるわけでございますが、今回は来年度の施策

形成に当たり、大きな柱の一つである発達障がいに関するシステムについて、

委員の皆様から御審議いただきたいと思います。

これまで、子育て支援課で様々な子育て支援施策を実施してきましたが、特に何らかの支援が必要な子どもたちに焦点を当て、その子どもたちに対する支援をしっかりとつなげていくことを目的に構築したものが、本日の議題になります子ども・若者総合サポートシステムです。

今回、様々な支援がある総合サポートの中でも、発達障がいに関する部分を 重要なものとして位置付け、その支援として、4、5歳児を対象とした健診等 を行い、しっかりと見守っていけるようなシステムを構築していきたいという のが、資料にもあります「三条っ子発達応援事業」です。

詳細につきましては担当から御説明させていただきますが、このシステムにより、子どもたちをよりしっかりとサポートしていきたいと考えておりますので、委員の皆様の貴重な御意見を頂戴できればと思います。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

橘委員長

では、審議に入ります。今ほど教育部長からお話がありましたが、総合サポートシステムの中で、発達障がいの問題を重点的に取り上げていくという御説明をいただきました。

発達障がいは、家族だけで解決できるものではなく、保育所・園、幼稚園、小学校、中学校、さらに大学や企業でも、今後大きな問題になってくると考えています。幼児期にどれだけきちんとケアを受けられるかによって、その子どもの将来の方向性が決まってくるように思います。そういった意味でも、三条市のこの取組は専門家として大いに期待しているところです。

では、具体的な説明をお願いします。

久住課長

【久住課長から議題について説明】

橘委員長

様々な事業がありますが、今回は来年度、市が最も注力する「発達障がい気づき事業」を中心に、委員の皆様から御意見や御感想をいただきたいと思います。

来年度は、保護者を交えず、保育所で子どもたちが集団で生活している自然な様子を観察し、本格実施に向けどのように進めていくかを検討する予備的期間となるかと思います。その期間中にどのように支援していくかを具体化し、その後、6ページのような形につなげていく方策について御意見をいただきたいと思います。

こういう事業に対して、保護者は、自分の子どもに発達障がいがあるのでは と思ったり、保育所で適応について指摘された場合、自分の子どものそういっ た特徴を他人にあまり知られたくないという気持ちがあります。その気持ちを 乗り越えて、どうやって地域の中で様々な人たちから支えてもらうかというと ころに、少しギャップがあります。そのギャップに市がどのように取組んでい くのかが、この事業を上手に展開していくポイントになるのではないかと考え ています。

そういった形の中で進めていく事業ですので、本日皆様には、支援をしても らいたいが特別視されたくないという保護者の葛藤に対してどうバランスを とっていくのかといった懸念や、地域単位での支援につながるかどうかといっ た辺りの御感想等、素朴な御意見をお願いしたいと思います。

特に、「年中児発達参観」については、4、5歳児は初めて集団に入る年齢であり、そこでどれだけきちんとした支援を受けられるかがその後の子どもの発達に大きく影響すると思いますので、特に御意見をいただきたいと思います。

佐野委員

最近、発達障がいの子どもが多いという印象があります。知り合いの子どもにもいますが、親は自分の子どもが周りの子どもとちょっと違うのではないかということをなんとなくわかっています。しかし、改めて「あなたの子どもは発達障がいですよ」と言われるのはとても抵抗があります。それを考えると、早めに発達障がいだと教えていただき、サポートを受けることは大事なことだとは思いますが、それを伝える際の保護者に対するケアにも光を当ててほしいと思います。保護者に対し、市には様々な支援があるので、一緒に取り組んでいきましょうということを伝えていく姿勢が必要だと思います。

久住課長

この事業は、医師が診断を下すものとは考えておりません。普段の保育の中で、保育士が保護者に対し発達障がいについてお伝えする部分もありますが、それをなかなか受け入れることができない保護者もいらっしゃいます。その際、支援する側が共通言語でお伝えし、共通認識を持って支援することが大切であり、また難しいことだと感じています。何度も話し合いを重ねる中で、保護者の方とも共通認識を持てるように進めていきたいと思います。

橘委員長

保護者が、子どものために相談した方がいいなと思えるような工夫をどのようにつくるかというところが重要だと思います。

また、本当に医療が必要な発達障がいもあれば、必要のないものもあります。 医療によらない支援によって子どもが変わるという例もあるため、そのような 例をいくつかあげながら、保護者に相談の動機づけをしていくということも、 一つの方策かと思います。

さらに、高齢者の介護にはショートステイ等がありますが、共通認識が進めばそういったこともできるかと思います。そのようなことで保護者の気持ちを楽にさせる方法を検討できればと思います。発達障がいは親子関係で生まれるものではなく、脳の発達のバランスが取れていない状態のことであり、親の責任ではないということを知ってもらい、みんなで取り組んでいこうという発想を地域の中で持てるようになるとよいと思います。

他に保護者に対する懸念についての御意見はありますでしょうか。

大谷委員

保護者はもちろんのこと、祖父母も発達障がいということを突然言われると 衝撃が強いと思います。市内でもまだまだ封建的な考えは強く残っていて、祖 父母が母親の血筋が悪いからだとか、育て方が悪いからだと言って母親を責め る場合があります。ですから、発達障がいは子どもの脳の発育の問題であり、 子どものためにケアが必要なのだということをしっかりと理解いただくこと が大切だと思います。そこをしっかりとしていかないと、地域にまで広めるこ とはできないと思います。

米山委員

5ページに挙げられている効果の最後の項目は、きっと、「全保護者が参加することで、自分の子どもはもちろん、全児童の子どもの特性を認めあうことの大切さを学ぶ機会となる」ということになると思います。これをしていただくことが、個々の事業のほかに一つのバックアップ体制になると考えますので、これを大事にしていただきたいと思います。

久住課長

認め合うという共通認識を持つために、講演会ではないが、趣旨を話し合うような機会を持つことから始めたいと思います。

先程、佐野委員、大谷委員からお話があった親への支援についても、親が一番苦しんでいて、家庭でも対応に苦慮していると思います。自分の何がいけなかったのかという悩みから抜けきれない方もいらっしゃいます。保育所に通いながら発達ルームにも通えるような、必要に応じていつでも相談できるような体制を整えていく必要があると感じています。

遠藤委員

中学校の立場から見ていると、発達障がいは子どもたちの健全な成長のためには絶対に避けて通れないことだと思います。適切に対応されなければ、成長するにつれてその子の自尊感情が傷ついていきます。中学校になると視野も広がるため、ますます不適応が強まり、本来の障がいではない、いわゆる二次障がいが出てきてしまいます。中学校に来てからでは、それを克服していくのは厳しいと思います。ですので、こういった体制で支援ができればとても画期的な事だと思っております。

一番のところは、まだ子どもが小さいのに何がわかるんだというところだと 思います。ある中学生の話で、小学生の頃に保護者と医療機関にかかった際、 医師に「この子は将来親を金属バットで殴るような子どもになりますよ」と言 われ、それ以来医療機関には一切行っていないということでした。医師の言い 方もありますが、それを克服していかなければならないと思います。

長野県塩尻市では、保護者全員が参加されているとのことでしたが、自分の子どもがちょっと変じゃないかなと思って心配している保護者は、どういう風に、どんな気持ちで参加されているのかなと思いました。塩尻市が何年前から参観を実施されているのかわかりませんが、保護者全員が見ている中で、支援が必要な子のことを理解することについて、保護者たちの間に現実にどんな思いがあって、どのようにそれを克服して行っているんだというようなところを聞かせていただければと思います。

久住課長

塩尻市は取組が非常に早く、平成18年度から年中児の参観を実施しているとのことです。初めは保護者抜きの参観だったそうですが、保護者と支援する側が共通認識を持たなければ子どもが育たないと考え、数年前から保護者も交えた参観になったそうです。実際のところ、保護者の方々は初めはいらっしゃらなかったそうです。当時は発達障がいに関してあまり理解がなく、参観に行くことによってさらしもののようになってしまうというのが理由としてありました。しかし、年々メディア等で報道されるようになり、対応方法等も保護

者の間で理解されるようになった後は、発達障がいに気づくための事業というより、個性のある子に対してきちっと対応してもらえる、そのための事業だということが浸透していき、現在では保護者全員出席いただけるようになったとのことです。そこに至るまでには何年もかかったそうです。

ちなみに、参観は全公立保育園と、私立の保育園で希望するところで実施しているとのことでした。

ただ、塩尻市の参観では、保護者にきちんと話をしないという印象がありました。支援が必要なので、こういう保育につなげていきますといったようなお話をするのをとても恐れられていて、事業を開始して6年経った今でも、そこが課題ですというお話をされていました。せっかく臨床心理士を交えて参観を行っているのに、相談会で終わってしまっていました。保護者の理解を得た上で保育につなげていくことは、本当に難しいのだと実感しました。

渡辺委員

発達障がいを発見した場合、具体的にどのように保護者へお伝えしようと思っていらっしゃいますか。また、参観をやるとして、年に1回行うのか、月に1回行うのか等、どれくらいのペースで行うのかお聞かせください。

久住課長

塩尻市の場合、人数の少ない保育園では年に1回、多いところでは年2回に 分けて行っていました。ペースについては今後検討したいと思います。

保護者への伝え方は非常に難しいと思いますが、共通認識を持ち、共通言語で接しなければならないなと思います。頭の中で二つのことを同時に考えられないと言った場合に、考えられるようにするにはどうしたらいいか、またそれをどんな風に子どもに伝えるか、どうしたら子どもがスムーズに動けるのかといった、「どうあったらいいか」という投げかけで、具体的な説明をするという形をとりたいと考えております。

渡辺委員

伝えるタイミングは参観後になるのでしょうか。

久住課長

塩尻市は参観後すぐに相談会になっていましたが、参観後、専門家のチェックを受けてからになると思いますので、具体的な制度設計については今後検討していきたいと思います。

橘委員長

親の立場としてはどう思われますか。

渡辺委員

保護者と言っても、様々な方がいらっしゃいます。中にはうつ病の方もいらっしゃるので、まず保護者の心身の状態を把握していてほしいと思います。もし自分がうつ病だったら、子どもが発達障がいです、と言われたらそれがまた心の重荷になってしまうだろうと思いますし、お伝えするにしても、母親だけに言うのではなく、父親も一緒の方が良いと思います。

参観日は、保護者の仕事の都合を考慮し、土日のどちらかに開催する等集まりやすい環境もつくってほしいと思います。

久住課長

保育士は日常の保育の中で家庭の状況も把握しております。その中で、調査

票ではないが、日常のことを全て出してもらって、当日みんなで確認し合うような形で出来ればと思います。

将来的には、保育所が参観を自主的に行い、日々の相談の中で必要に応じて臨床心理士を呼ぶなどの対応ができればよいと思っております。実際保育所の先生方にお聞きした際、特別な参観ではなく、日々の保育の様子を見ていただく参観を重点的に行っているというところも多々ありますので、そういった保育所についてはそれを利用させていただき、専門家がその機会に出向くという形にするなど、保育所や保護者の事情にあった形で実施できたらと思います。

橘委員長

年間スケジュールも加味しながら検討していく必要がありますね。

皆川副委員長

保育園側の立場からですが、保護者の皆様にはそこが一番重要なところではないかと思います。保護者の方にお話しをする前に、市の保健師と連携しながら、園で子どもや保護者の様子を十分に観察し、条件がそろって初めて保護者にお話ししましょうかというところにつながります。1年前にそういったケースがあり、保護者に相談したところ、保護者もわかってくれて、父親も協力してくれたというケースがありました。しかし、保護者の方の中にはそんな風に思っていらっしゃらなかったという方もいれば、傷ついている方もいらっしゃいますので、保護者の気持ちを上手にくみ取りながら、無理なくやっていきたいと思います。

年中児発達参観で保護者を交えるということに最初は戸惑いました。最初の内は保護者を集めるといっても、中には当日出にくい保護者の方もいらっしゃいますでしょうし、ちょっと行きたくないな、でも行かなきゃいけないなと思う方もいらっしゃると思うので、その点が心配なところです。相談はその子のためなのですが、保護者の方に上手に寄り添いながら、スムーズにつなげていけるような形がいいのかなと思いました。

また、通常の保育参観で子どもの様子について気づくことや、相談できることが出てくるかもしれません。そうした時に、日々の送り迎えの中等で話をしていき、保護者に寄り添いながら支援していきたいと思ってはおりますが、そのあたりが難しいと思います。

相談できる機関ができることはとてもいいことだと思います。

久住課長

保護者全員に参観に御出席いただくことは強制できないと考えています。発達障がいについてお伝えしたい保護者が参観当日にいらっしゃらない場合は、日々の保育の中でお伝えすることもできると思いますし、それぞれの保護者に合わせてお伝えしていければと思います。

橘委員長

子どもに対してどう支援するかだけではなく、母親自身が仕事をしっかりしていくためにこういう事業が必要なのだというような、視点を少し変えた目的を明確にした方がいいかもしれません。そういった広い視野を持たないと、母親は常に自分が悪いのかもしれないといった考えに刺激されてしまうとあまり進まないかなと思います。

実は、このような事業は三条市内で既に始まっていて、希望する保育所に青

陵大学の教員が年2回ほど訪問し、グレーゾーンのお子さんを保育所で観察していくということを4年ほどやっております。その中で、変わっていくお子さんが随分いることがわかってきました。保護者の方を交えない形ではありましたが、保育士のレベルアップもできました。全保育所で平等に講義を聞きたいという保育士側の意見もありましたが、青陵大学の教員も皆臨床家で、講義をするよりも実際に現場である保育所に出向いて、その子どもをどう考えるかということを考えた方が役に立つということで、希望する保育所に訪問させていただきました。保育所の中で子どもを観察でき、また保育士と臨床心理士の間で共有言語ができたことで、動きやすくなったと思います。

久住課長

何年かそういった取組を続けてはいるが、保護者を交えての相談会はできませんでした。

橘委員長

具体的にしていくには試行錯誤が必要かと思います。いい事業だからといって、即座に実施できるとは限りません。

高橋課長

こういうことは、比べてみることができない部分があると思います。先程遠藤委員がおっしゃっていた金属バットのお話は、具体的な警鐘の一つだと思います。

私は小学校の教員なので、学校側の立場からですが、保護者は子どもの育て方を褒めると喜びます。例えば年中の時にこのような特徴があったというようなことが記録としてカード等で残っていれば、小学校就学時、または年中のフォローアップの段階で、保護者に対して子どもの成長状況についてお話することが可能だと思います。こういった事業は信頼をいただかないと前に進めない事業だと思います。そういう風な工夫をさせてもらって、保護者の育て方はこういう部分でとても良かったということがデータ的に言えるようにして、信頼を得ていくようにしなければ、選別だけされて何もならなかったというようなことになりかねません。あなたは良かったんですよ、と保護者に言って差し上げられるような支援をしていくことが、学校にとってもいいのではないかと思います。

橘委員長

私たちも、保護者の苦労をねぎらうところを切り口に入ることが多いです。 その後ようやく、よくやりましたね、という話ができると思います。その部分 につきましては、マニュアルをどういう風につくっていくかという問題になっ ていくので、そこのところは専門家の意見を取り入れながらつくっていくと、 保護者の方に安心していただけるでしょうか。保護者と一緒にやっていくとい うところをどうつくっていくかが課題です。

関川委員

小学校でスクールアシスタントをさせていただいております。7年目になりますが、発達障がいの子どもと多く接してきました。

ある1年生のお子さんで、式典の際ステージに駆け上がってしまうお子さんがいて、ステージのところに行かないようにサポートさせていただいていました。卒業式の際、そのお子さんと保護者の方と3人で後ろの方で見守っていた

のですが、最終的には式の最後までもたず、途中で退出することになりました。 式が終わるまで図書室で待っていたのですが、保護者の方が泣き始めてしまい ました。

私自身も娘が2人いますが、8年ぐらい前は発達障がいという言葉自体がなく、大変なお子さんだねという認識はありますが、それを言葉にしてこういう方なんだということはまだ分かりませんでした。しかし、今は発達障がいという言葉があり、皆さんに理解していただくことができる過程にあると思います。そのお子さんもそれから何年かが経ち、現在4年生になりましたが、すごく落ち着いていらっしゃって、保護者の方も笑顔になりました。

その様子を見ると、就学時健診等でたとえ発達障がいが見られても、確実にその子どもは大人になっていくことを感じました。脳の中でそのような特質をもって生まれてきたとしても、子どもが成長過程で大人になっていき、きちんと座って学習ができることも実際にあるんだということを保護者に教えて差し上げる、ショックを和らげるということを、発達障がいだとお伝えするときに添えてあげるとどんなにか保護者の心が楽になるかと感じます。

橘委員長

そういった意味で、リハビリテーションの考え方が非常に役に立つと思います。脳や言語に何らかの障がいが起きていても、リハビリをやっていくと言葉が覚えられたり、運動ができたりします。もともと持っている脳の機能だから絶対にだめということではなく、脳には他の機能を補う力があるので、逆にそれをちゃんと説明した上で、リハビリのように考えたらいいのではないかと感じています。ですから、発達障がいに関しては心理教育がどれだけ大切かということは、リハビリテーションの考え方と共通していると思います。

関川委員

発達障がいのお子さんが特別支援の国語や算数の授業で他の教室に行く際、「行ってらっしゃい」という言葉を掛けてあげていたら、教室全体があたたかい雰囲気になりました。みんなで暖かくその子どもを見守っていく体制が、ここ何年かでとても暖かな感じになってきていると感じ、そこが最近とても変わってきた部分だなと思います。

橘委員長

それが三条市全体に広まるといいですね。

今検討されている事業に非常に期待をしております。特に早期発見というのは大切で、小学校4年生で関わる子と中学校生になってから関わる子では、子どもの成長が違ってくると思います。大きいことではなく小さなことをみんなが丁寧に、専門家だけでやるのではなく、保護者が一人で悩むのでもなく、みんなで一緒にやっていこう、こうしてみようというような発想のもとでこの事業が始められたらと思います。

貴重な御意見をいただき、大変ありがたい委員会になりました。 これで質疑を終わりにしたいと思います。

事務局からなにかございますか。

久住課長

本日いただいた御意見を踏まえ、事業の詳細について今後作成していきたいと思います。

次回の委員会は、来年度に開催する予定です。来年度に入りましたら、今年 度の実施状況と来年度の実施計画について御審議いただきたいと思いますし、 この事業の進捗状況につきましても、また御意見をいただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。

橘委員長

予定時刻になりましたので、これで第2回三条市こども未来委員会を閉会させていただきます。

機会がありましたら、本日お話しました事業のPRをしてもらえたらと思います。

本日はどうもありがとうございました。

(11時30分終了)